

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和62年12月

国民年金保険料の納付について社会保険事務所（当時）へ照会したところ、申立期間①及び②の同保険料が未納になっているとの回答を受けたが、未納とされているのは納得できない。

申立期間①については、結婚した当初、家計を預かっていた義母が、毎月、私たち夫婦二人分と義母の三人分の国民年金保険料を地区の婦人会の集金人に納めていた。

申立期間②については、私が、義母から家計を引き継いだ後、夫婦二人分の国民年金保険料を地区の婦人会の集金人へ納付した記憶があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、義母が申立人夫婦及び義母の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録を見ると、申立人の夫及び義母は納付済みとなっていることが確認でき、申立人の主張に不自然さは無い。

一方、申立期間②については、申立人が一緒に納付したとする申立人の夫も未納となっていることが確認できる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から同年11月まで

国民年金には、昭和35年12月22日に加入し、国民年金保険料は、居住していた地区の婦人会の代表者が集金し、市に納付していた。申立期間は、私の妻が婦人会の代表者であった時期であった。私の妻は、A市より国民年金十周年記念で記念品を頂くなど、納付意識が高かった。申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録を見ると、申立人は昭和45年6月10日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年12月1日に同被保険者資格を再取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間とされている。しかしながら、雇用保険の加入記録を確認したところ、B社において、申立人は、昭和45年6月10日に雇用保険被保険者の資格を取得し、同年11月30日が離職年月日とされており、国民年金の被保険者資格喪失期間と一致しているが、その間、厚生年金保険には加入していないことから、申立人が申立期間において、国民年金被保険者資格の得喪をする理由は無の上、申立人には、申立期間及びその前後においても、雇用保険の加入記録が複数認められるが、申立期間以外はいずれも国民年金被保険者資格の得喪をした記録は無く、国民年金保険料も納付済みであることから、記録管理の不備等がうかがわれる。

また、申立人は国民年金制度が発足した昭和36年当時から国民年金に

加入し、満 60 歳に到達するまで、申立期間を除き、保険料はすべて納付済みである。

さらに、申立人の妻は、「亡き夫が出稼ぎに行った時も変わりなく、夫婦二人分の国民年金保険料を婦人会で集金していた。」と述べているところ、その妻の納付記録を見ると、申立人と一緒に国民年金制度が発足した昭和 36 年当時から国民年金に加入し、満 60 歳に到達するまで保険料を完納していることが確認できることから、その主張に不自然さは見られない。

加えて、A 市では、申立人はその妻と共に、昭和 40 年 4 月 1 日に国民健康保険被保険者の資格を取得し、平成 20 年 4 月 2 日に資格喪失するまで、申立期間中も国民健康保険被保険者であったと回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和45年3月21日に、資格喪失日に係る記録を56年4月1日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を5万6,000円及び22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月21日から同年5月21日まで
② 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和36年4月1日にD社に採用され、現在に至るまでB社グループ企業に継続して勤務し、厚生年金保険に加入しているが、A社C支社に勤務した前後の申立期間①及び②が、厚生年金保険に未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿、昭和56年3月分給与台帳（本店控え）及び同社の回答により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和45年3月21日にB社からA社C支社に異動、56年4月1日にA社C支社からB社に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、A社C支社の昭和45年5月の社会保険事務所（当時）の記録から5万6,000円とし、申立期間②に係る標準報酬月額については、56年3月分給与台帳（本店控え）の保険料控除額及び同支社の56年3月の社会保険事務所の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行に

については、事業主は、A社C支社の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日の届出に誤りがあり、保険料は控除していたが納付していないとしていることから、昭和45年5月21日を資格取得日とし、56年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年3月、同年4月及び56年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、平成7年12月の国民年金保険料についても、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 平成7年12月

国民年金は、実家の農業を手伝い始めた昭和45年から父が加入手続を行い、国民年金保険料の納付は、父が家族の保険料と一緒に納付していた。申立期間①のころは、納付をしてくれていた父も、特別お金の困っていることもなく、3か月の未納は考えられないと言っている。申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

また、申立期間②は自分で納付して、領収書も所持しているが、厚生年金保険との重複納付があり、還付されたらと社会保険業務センター（当時）から説明を受けた。しかし、還付されたという自分の口座番号に覚えが無く、還付された時期である平成8年4月はA県B市に出稼ぎ中で、帰ってきたのは、その年の8月であったので、還付を受けていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は申立人の父が家族の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと主張しているが、申立人の父のオンライン記録を見ると、申立人同様未納である上、申立人の母及び弟もオンライン記録及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）共に未納であることが確認できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父は、記憶

が曖昧である上、^{あいまい} 同人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人が所持している国民年金印紙代金納入通知書兼領収書により、平成7年9月から同年12月までの国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、当該期間のうち、同年12月は厚生年金保険加入期間であり、制度上、この期間を国民年金保険料納付期間とすることはできないことから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、還付金額（1万1,700円）に誤りは無い上、還付整理簿に記載された還付金額、還付決定日、支払決定日はオンライン記録と一致しており、不自然さはいくつかない。

さらに、申立人は還付されたという自分の口座番号に覚えが無いと述べているところ、申立人が口座を開設しているC組合に、オンライン記録に収録されている口座番号を照会した結果、C組合は、「平成8年4月末にシステム変更し、同時に口座番号も変更されたが、それより前は申立人の口座番号である。」と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、申立期間②の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から同年 12 月まで (日付不詳)
昭和 30 年高等学校を卒業し、4 月ころ A 市にある B 社 (現在は、C 社) を訪ね採用され勤務した。仕事は事務及び現場事務所での手伝いなどであった。当時の社長は D 氏、帳場は E 氏、他に事務員は女性一人のほか、男性 3、4 人だった。住宅兼事務所の二階に泊まり、住み込みの勤務で、給料や保険料等については資料も記憶も無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶から、申立人が申立期間ころ B 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、現在の事業主は、「昭和 30 年ころは個人商店につき、従業員全員を厚生年金保険に加入をさせていなかったのではないかと思われる。」と回答している。

また、現在の事業主に申立人に係る厚生年金保険料控除等について照会したところ、勤務実態を確認できる賃金台帳、出勤簿等は無いとしている上、厚生年金保険の適用については、昭和 30 年 10 月 17 日付け F 県 G 課の收受印が押されている被保険者標準報酬月額算定基礎の変更届出書類に申立人の氏名は無いことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げている当時の同僚 (現在は、取締役) は、「申立人について記憶が無い。」としている上、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある 10 人のうち、元同僚を含む 9 人は既に他界し、1 人は所在不明であり、当時の状況を確認できる関係資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 27 年 11 月 1 日から 31 年 7 月 3 日までの期間における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 38 年 3 月まで(日付不詳)
私はA社に採用になり、自動車運転手として勤務した。その間確かに厚生年金保険料を天引きされていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚三人の証言により、申立人が申立期間ころA社（平成9年にB社へ社名変更）に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、前述の元同僚三人のうち二人は、「申立人の厚生年金保険料の控除については知らない」、「運転手のうち厚生年金保険の加入者は3人か4人いたが、申立人は加入していないと聞いたことがある。」と証言しているほか、両者には厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、その職種や年令は申立人と異なっており、もう一人は、「2年から3年くらい勤めたと思う。」と証言しているが、厚生年金保険の加入期間は8月と記録されていることから、当該事業所では必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、当該元同僚以外に申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる当時の従業員二人は、「申立人は分からない。」と証言している。

さらに、当該事業所は平成17年11月1日に適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界している上、その後継者は、「申立人に関する書類及び情報が無く、厚生年金保険料の控除等については不明。」と回答しているほか、当時の総務担当者も他界していること等により、申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月8日から35年3月31日まで
私は、昭和24年8月ころからA社B支店で研修を受け入社、約1年6か月働いた後、Cに転勤となり、35年4月からD社に勤務したが、A社の給料はすべてB支店より受け取っている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社のC事務所は、C駅前のE社のところだった。」と述べているものの、現在のF社は、「昭和24年から34年までのA社B支店における社員名簿において、C市内に申立てどおりの店舗は無い。」と回答している。

また、当時の総務担当者及び連絡が取れた元同僚二人は、「申立人とはB支店で一緒だった。申立人はB支店からCに行った。」と述べているものの、「私が申立人とB支店で一緒だった期間は、具体的には覚えていない。申立人がCで厚生年金保険料を控除されていたかは知らない。」としている。

さらに、申立人は、「A社のC事務所はG所長、H事務員、私の3人体制だった。」と述べているところ、G氏には申立期間についてB支店における厚生年金保険の加入記録が確認できるが、H氏には、厚生年金保険の加入記録が確認できない。しかしながら、G氏は既に他界しており、H氏は連絡先不明であることから、当時の状況を確認できる関係資料及び供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は「A社B支店からCへは転勤したと思う。」と述べているものの、申立人のB支店における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には「26. 3. 8解雇」と記載があ

る上、この被保険者名簿には他の複数の従業員に同様の記載があり、このうち連絡が取れたI氏は自分の「28. 1. 28 解」という記載について、また、J氏は自分の「26. 4. 1 転」という記載について、どちらも「正しい。」と述べている。

さらに、申立期間において、A社B支店は、K管内の出張所、事務所を含めて一括適用事業所となっているところ、前記の元総務担当者は、「従業員がB支店を離れる時は、B支店で厚生年金保険の資格喪失を行った。」と述べている。

なお、現在のF社は、「当時の資料が無く、厚生年金保険料の控除等は不明である。L健康保険組合も資料は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。